コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE
Shinsho Corporation

最終更新日：2016年6月28日
神鋼商事株式会社
代表取締役社長　山口　育廣
問合せ先：総務部　部長　阿野　健二郎
証券コード：8075
http://www.shinsho.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を企業経営における重要課題と位置付け、経営の健全性を保つとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応して企業競争力を強化することにより、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまや取引先等のステークホルダーから信頼される経営を推進していくことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

また、当社グループは、事業戦略を推進するためのコンプライアンス経営を重要視しており、コンプライアンス委員会、投融資委員会、環境委員会を設置し、安全保障貿易管理体制を整備するなど法令遵守並びにリスク管理の体制を構築しております。
一方、会社の業務活動の健全性を確保するため、職務権限規程等の諸規程に基づき、専門知識を有する本社スタッフ部門が各種決裁案件を事前審議するとともに、各営業本部に配置した業務企画室と連携を取りつつ、当社グループの業務の遂行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指示するなど具体的な助言や指導を行う体制をとっております。
さらに、社外取締役、監査役、会計監査人は、定期的に意見交換するなど連携を強化し、各部門の業務遂行における適法性・妥当性の監視に努めております。
これらの体制及びその活動を通じて、単に法令遵守の徹底を図るだけでなく、経営の健全性・透明性の維持充実及び経営リスクの予防を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＝＝

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
　独立社外取締役につきましては、2016年6月開催の定時株主総会において、2名の独立社外取締役を選任いたしましたので、今回(6月28日)、【各原則を実施していない理由】から外して、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載しております。

＝＝

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＝＝
　2016年3月及び4月開催の取締役会において、以下の内容を決定いたしました。開示の詳細はホームページ「コーポレートガバナンス」の該当部分をご参照ください。リンク先： https://www.shinsho.co.jp/ir/policy/governance.html

1．指名・報酬の基本方針
【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
2．社外役員（社外取締役・社外監査役）独立性基準
【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
3．政策保有の基本方針
【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
4．役員トレーニングの基本方針
【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
5．関連当事者間取引に関する基本方針
【原則1-7 関連当事者間の取引】
6．ダイバーシティ基本方針
【原則2-4 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】
7．資本政策の基本方針
【原則1-3 資本政策の基本的な方針 】

＝＝
【原則1-3 資本政策の基本的な方針 】
　当社の資本政策は、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長投資の実行及びリスクを許容できる自己資本の水準を確保することを基本方針としています。 安定的・継続的な株主還元を実施しつつ、目指す自己資本の水準を確保するために、自己資本比率及び株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標と捉え、この目標値を公表し、自己資本の充実を推進するとともに、最適資本構成の構築を図ります。

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
　当社は2016年3月に「政策保有の基本方針」を定めました。当社のいわゆる政策保有株式は基本的に「神戸製鋼グループの中核商社」を担うべく、協力関係を強固なものとするために経営政策上保有しているものであります。当該取引先との協力関係の維持は神戸製鋼グループ企業としての当社の企業価値の源泉の一つでもありますので、取締役会において保有意義や当該企業の業績等を一定の基準に従い評価し、定期的な見直しを行ったうえ、今後とも経営の必要に応じた保有を継続してまいります。 また、当該株式に係る議決権行使につきましては、当該企業の業績等を勘案し、当該企業の中長期的な企業価値向上の観点から議案に対する適切な行使をいたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
　当社は2016年3月に「関連当事者間取引に関する基本方針」を定めました。「関連当時者間取引」を行うに際しては、必要に応じて事前稟議決裁を行い、取引価格等については取引通念上認められる「一般市場価格」の範囲内で取引を行う等、当該取引が会社、株主の共同利益を害さぬよう適切な手続きを行うこととしております。また、社内モニタリングにおいても、当該決裁内容が前記の趣旨から適切であったか否かの監査を実施しております。当社と取締役との間の利益相反取引については、事前に取締役会にて承認を得、原則として当該取締役より毎年取締役会にその内容を報告させることにより、取引内容の妥当性、適正性等を検証することとしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
　経営戦略や経営計画、ガバナンスの基本方針の意思決定に際しては透明性・公正性を確保したうえで実施し、その内容については当社ホームページに掲載しております。 2016年3月に取締役会の諮問機関として、社外役員を過半として構成する「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。これにより取締役会における経営陣幹部等の報酬議案並びに経営陣幹部等の候補者指名に係る議案の内容の妥当性、手続きの適正性を審議し、意思決定手続きの透明性・公正性の確保を図ってまいります。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務】

当社は内規（取締役会規則、経営審議会規程、職務権限規程及び執行役員規程等）に則り、取締役会における意思決定範囲及び経営陣への業務執行に関する委任の範囲を明確に規定し、これらに基づき取締役会にて経営の意思決定及び監督を行い、経営審議会並びに業務執行取締役及び執行役員による業務執行を行っております。これにより意思決定・監督と業務執行の分離を行い、経営の適正・迅速化を図っております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
2016年の定時株主総会から2名体制といたしました。今後も2名体制を継続していく予定です。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は「社外役員（社外取締役・社外監査役）独立性基準」を定め、同基準に則り、独立社外取締候補者についてその資質、経歴、知見とともにその実質面において独立性が担保されていることを確認しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役の員数は、定款にて10名以内と定めております。現在9名の取締役が就任し、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えており、またその内訳も、夫々各事業の経営や喫緊の課題に精通した者であり、独立社外取締役も含め、実績・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成としています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則４－１１－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役・監査役の兼任状況につきましては、会社法施行規則（74条2項及び121条8項）に基づき、定時株主総会の株主総会参考書類及び事業報告に記載のうえ、毎年開示しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は2016年4月に、各取締役の自己評価及び取締役会全体の実効性の分析・評価をするためのアンケートを実施しました。具体的には『1. 取締役会の構成　2. 取締役会の運営状況　3. 意思決定プロセス　4. 社外取締役に対する支援体制　5. 対外的コミュニケーション』のそれぞれの項目に対して各取締役が自己評価を行い、取り纏めた結果については2016年4月の取締役会で報告・協議しました。取締役会の実効性評価については、今後も毎期継続してまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役会・監査役のトレーニング】
当社は2016年3月に「役員トレーニングの基本方針」を定め、新任役員をはじめ取締役、監査役を含む経営陣へのトレーニングプランを作成し、取締役・監査役の役割と責務を全うするために必要な事業・財務・組織等に関する知識を取得するための外部専門家による研修等、適時・適切なトレーニングを実施しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は総務部担当役員を責任者とし、総務部が窓口として、株主・機関投資家からの対話（面談等）の申込みに対し、申込者の属性・方針・対話目的等を勘案のうえ、特にこれを拒む特段の事由が認められなければ原則としてこれらに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
みずほ信託銀行 退職給付信託 神戸製鋼所口	19,062,000	21.52
株式会社神戸製鋼所	11,791,186	13.31
神商取引先持株会	6,591,000	7.44
山内　正義	2,003,000	2.26
シンフォニアテクノロジー株式会社	1,500,000	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,458,000	1.65
神鋼商事従業員持株会	1,414,322	1.60
立花証券株式会社	1,265,000	1.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,092,807	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,036,000	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

（当社は、親会社及び上場子会社を有しておりません。）

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小宮山　司	公認会計士											
阪本　清	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小宮山　司	○	――	小宮山司氏は公認会計士として財務及び会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、監査法人での経験も長く、また、税理士として会社の経営についても深く携わっていることから、その専門的な知識・経験等を当社の経験に活かしていただくために独立役員に指定しました。
阪本　清	○	――	阪本清氏は弁護士としての経験・見識が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながると判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

経営陣幹部、取締役の指名（選定）手続きの透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として委員会を設置いたしました。 原則として、毎年3月に指名諮問委員会、6月に報酬諮問委員会を開催いたします。

リンク先： https://www.shinsho.co.jp/ir/policy/governance.html

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査を効率的に行うため、会計監査人と定期的に会合を行い、経営情報の交換に努めるなど、連携を図っております。
監査役と内部監査担当部門である監査部との間で定期的に会合を行い、監査実施状況等について意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田　裕信	他の会社の出身者							△		△				
淨弘　明彦	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　裕信		昭和49年に株式会社神戸製鋼所に入社し、平成20年6月に執行役員を退任後は神鋼物流株式会社の代表取締役社長に就任しました。平成26年6月に神鋼物流株式会社の代表取締役を退任後は同社顧問役に就任しました。	鉄鋼原料ビジネスにおける専門知識、豊富な経営経験及び幅広い識見を活かし、客観的・中立的立場から当社経営のチェックに当たっていただくのに適任と判断しました。
淨弘　明彦		株式会社神戸製鋼所において、海外化学プラントのエンジニアリングに従事した後に、平成13年4月から株式会社神鋼環境ソリューションの技術開発本部の業務に従事し、平成27年4月には代表取締役専務執行役員に就任しました。	技術開発及びエンジニアリングにおける豊富な経験及び幅広い識見を活かし、客観的・中立的立場から有益な助言をいただき、また、適正に監査業務を遂行していただけるものと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

〔社外役員の独立性についての会社の考え方〕
会社法における社外取締役、社外監査役の規定に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、「社外役員の独立性に関する基準」を策定しております。詳細は当社ホームページをご確認ください。

リンク先： https://www.shinsho.co.jp/ir/policy/governance.html

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施していませんが、全社連結業績、担当部門業績等を評価基準として報酬に反映させております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役・監査役別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて、取締役会の決議によって決定することにしております。なお、報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額21百万円以内と決議いただいております。
平成28年6月16日開催の報酬諮問委員会において、役員報酬額の決定方法が、コーポレートガバナンス・コードの基本方針に照らし、妥当性を欠く点がないかどうかを審議したうえで、同年6月28日開催の取締役会で役員報酬額を上記枠内で決議いたしました。

2．監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、個々の監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定することにしております。なお、監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第76回定時株主総会において月額5.5百万円以内と決議いただいております。
平成28年6月28日開催の監査役会で監査役報酬額を上記枠内で決議いたしました。

3．2015年度に係る取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
（当事業年度中に退任した取締役2名を含めております。）
取締役10名　225百万円　（うち社外取締役2名　4百万円）
監査役 6名　54百万円　（うち社外監査役2名　9百万円）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

監査役の職務を補助すべき使用人1名を配し、監査役監査の補助業務を担当すると同時に、監査役会の事務局を担当しております。
また、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を図るべく、社外取締役と監査役との情報連絡会を定期的に行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1）当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、経営の重要事項を付議し意思決定するとともに、別途、四半期毎に取締役及び執行役員全員から職務の執行状況及び業績の進捗状況につき報告を聴取するなど、経営の意思決定機関並びに取締役・執行役員の業務執行の監督機関として機能しております。なお、当社は、小宮山司及び阪本清の両氏を社外取締役に選任しております。同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

2）当社の経営審議会は、取締役社長の諮問機関としての位置付けにあって、常勤取締役、本社スタッフ部門担当役員並びに常勤監査役より構成されており、取締役会に付議される重要事項を事前審議するとともに、事業戦略等経営に関する方向性やその他の重要事項について付議し、具体的な対応策を検討・答申しております。

3）当社は、執行役員制度を導入しており、取締役の意思決定・監督機能と業務執行機能を区分し、取締役会の監督機能を強化するだけでなく、経営環境の変化に迅速な対応が図れる機動的な経営体制を構築しております。

4）当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む監査役4名で監査役会を構成しております。監査役会では年間の監査の方針、監査計画等を策定し、監査役は取締役会を始め、経営審議会等の重要会議に出席して経営及び業務全般の状況を把握するとともに、各種重要書類の閲覧・調査を行うなど取締役の職務執行を常時監視できる体制をとっております。

5）当社は取締役、監査役候補者の選定に際し、当社基本方針である「神戸製鋼（KOBELCO）グループの中核商社となるグローバル商社」を実現すべく、株主等ステークホルダーから当社経営を付託いただくのにふさわしい資質及び知識・経験を有する人材を経営陣候補者として選定してまいります。また、報酬の決定に際しては、当社経営陣が適切なリスクテイクをしつつ、積極的な経営を行うインセンティブを付与することも重要であることから、報酬体系の中に固定報酬と短期業績連動報酬に加えて、株式報酬制度等による「中長期の業績連動報酬」を採り入れてまいります。これらの指名・報酬に係る議案の決議に際しては、取締役会の意思決定手続きの透明性・公正性を確保するため、構成員の過半数を社外役員とする「指名・報酬諮問委員会」の事前審議を経たうえで意思決定を行ってまいります。

6）会計監査に関しましては、当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任し、正しい経営情報を提供し、独立の第三者としての公正・不偏な立場から会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。
（業務を執行した公認会計士の氏名）（所属する監査法人名）（継続監査年数）
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　北山久恵　有限責任 あずさ監査法人　4会計期間
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　山本健太郎　有限責任 あずさ監査法人　2会計期間
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　石野研司　有限責任 あずさ監査法人　8会計期間

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役体制の強化により、コーポレート・ガバナンスの実効性を挙げることが最適であるとの考えのもと、監査役制度を採用しております。また、取締役会の活性化に向け、広い視点に立った有益な助言を得ることを企図して、当社と利害関係のない社外取締役を2名選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第92回定時株主総会（平成22年6月29日開催）より法定期日より約1週間程度の早期発送をしております。第97回定時株主総会（平成27年6月25日開催）より、ホームページ上で発送日前の早期開示を実施しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催会日の第一集中日の回避、会計監査、監査役監査を通じた開示情報の正確性の担保を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	第90回定時株主総会（平成20年6月27日開催）よりインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第94回定時株主総会（平成24年6月28日開催）より機関投資家向けの議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第97回定時株主総会（平成27年6月25日開催）より招集通知（事業報告を除く）を英文化して、ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告、連結決算短信、長期経営ビジョン等	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部（広報・IR担当）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・取引先・従業員などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応えていくことを「企業理念」並びに「神鋼商事グループ企業倫理綱領」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年2月に、環境委員会を設置するとともに、「環境方針」を制定するなど、環境ISO14001の認証を取得し、自然環境への配慮に取組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の改正に伴い、「内部統制システム構築の基本方針」について、平成27年4月28日開催の取締役会で次のとおり修正決議しており、内部統制システムを適切に運用しております。

1）当社及び当社の「関係会社管理規程」に定める「系列会社」（以下「当社グループという。」）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.当社は、高い企業倫理観を保持し、法令その他の社会規範や会社の規則を遵守することを「神鋼商事グループ企業倫理綱領」に謳い、当社グループの役員・使用人すべてが拠るべき具体的な行動基準を定めている。
2.前項の目的を達成するため、当社は、「コンプライアンス・ハンドブック」の作成配布及び研修を行い、「コンプライアンス委員会」「神鋼商事グループ内部通報システム」を設置・運営するなど、当社グループの法令遵守に関する認識の普及・定着と、違反を監視・予防する体制を構築する。
3.当社は、「神鋼商事グループ企業倫理綱領」において市民社会の秩序や安全に脅威を与え、民事介入暴力等により不法な利益を得て活動する反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応するように定めるとともに、当社グループに必要な社内体制を整備し、一切の関係の排除に取組む。

2）当社グループの財務報告の信頼性確保のための体制
当社は、金融商品取引法における内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための社内体制の整備及び運用を図る。

3）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の意思決定並びに職務執行の過程及び結果が明らかとなるよう、必要な情報を記録し保存する。保存対象とする情報（文書又は電磁的記録）、管理責任部門、保存期間等は社内規程をもって定め、情報の保存状況を定期的に確認してその散逸・流出を防止するなど、確実な情報管理体制を確立する。

4）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.当社は、当社の事業特性を踏まえて各種リスク（損失の危険）を抽出し、投融資・与信・デリバティブ取引・安全保障貿易等の主要なリスクについては、それぞれカテゴリー毎の管理規程を設けて、管理責任部門・決裁権限・内部監査の方法・取締役会への報告義務等を明確にしている。
2.前項の規程は、事業環境の変化・法的規制の変化等に対応して、適時に見直し改定するとともに、全社包括的なリスク管理規程を整備し、当社グループの総合的リスク管理体制を構築する。
3.当社は、当社グループの事故・災害・システム故障等経営に重大な損害を生じる恐れのある事象を想定し、有事の対応手順や緊急態勢あるいは情報伝達手段を明らかにすることにより、被害を最小化し事業継続を確保する体制の確立を図る。

5）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.当社は、経営の意思決定と業務執行の役割区分を明確にする執行役員制を採用し、取締役会の監督の下で、取締役会が選任した執行役員（代表取締役・取締役の兼務者を含む）が、委任された事項について、職務権限規程に従い決定し業務を執行する体制をとり、経営の迅速化と経営効率の向上を図る。
また、業務執行取締役及び執行役員は、四半期毎に、自らが管理する当社グループの業務執行の状況を取締役会に報告する。
2.当社は、当社グループの中期経営計画及び年度予算を策定し、進捗状況を定期的にレヴューすることにより、経営戦略・経営課題の明確化と事業の効率的運営及び状況変化に応じた諸施策の適切な実施を可能とする。

6）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び系列会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
1.当社は、当社グループの適正かつ健全な経営の実現を目指す。そのため、当社は、系列会社における法令遵守・リスク管理などの状況を把握し、当社グループ方針との調和のもと、各社が、各社の実情に応じた適切な内部統制システムを整備・運用するよう協力・指導・援助する。
2.当社は、社内規程をもって、当社グループの管理責任部門、協議事項、事前報告事項、相互間の取引のあり方などを定め、これに基づき常時各社の業況を把握し、また、必要なときは本社部門又は管理責任部門が監査・調査を行う。
3.内部通報システムは、当社グループの役員・使用人のすべてが利用できるものとし、系列会社側からの情報提供を可能とする。

7）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
当社は、監査役の求めに応じ、専任者を配し、監査役監査の補助業務を担当させると同時に、監査役会の事務局を担当させる。任免及び評価の決定にあたっては、監査役の事前同意を得ることとする。同補助業務については、取締役の指揮命令権は及ばず、監査役の指揮命令権にのみ服するものとする。

8）当社グループの取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その報告の取扱い等に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのあることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告する体制を確保する。
また、当社グループの取締役、監査役及び使用人は、監査役が会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を適切に把握するために、経営審議会、コンプライアンス委員会、輸出管理責任者協議会等の重要な会議等において監査役の求めに応じ適切な報告を行う他、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な文書に関して監査役の求めに応じ、必要な説明を行うものとする。
2.監査役は、監査を効率的に行うため、年間の監査方針、重点監査項目等を取締役会に報告するほか、代表取締役、その他取締役、会計監査人、当社系列会社の監査役等と定期的に会合を行い、経営情報の交換に努めるなど、連携を図る。
3.当社は、当社グループの取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、監査役へ報告したことによる不利益な取り扱いを受けることを禁止し、それを実現するための体制を整備する。
4.当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払の請求等をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（コンプライアンス体制）
コンプライアンス全般については、「コンプライアンス委員会規程」を改正し、コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関としての位置付けを明確にしました。また、「神鋼商事グループ企業倫理綱領」の理念を全社員に浸透すべく、階層別に各種研修を実施し、関係会社においても適宜、研修を実施いたしました。内部通報制度については、「内部通報規程」に基づいて内部通報制度を運用しております。

（財務報告体制）
取締役会で決議された「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、監査計画を作成し、年間を通じて内部監査を実施しました。

（文書管理体制）
2015年8月、2016年2月に取締役決裁書類の保存及び管理状況の内部監査を実施し、監査結果に問題がないことをコンプライアンス委員会に報告しました。

（リスク管理体制）
「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクに対する的確な管理及び実践を図っております。その実施状況につきましては「予算審議会（国内3月、海外12月）」、「見直し予算審議会（国内9月、海外6月）」において、当社グループのリスク管理アクションプランの策定及び評価を行い、2015年8月開催の取締役会に報告しました。また、特に企業倫理に係るリスクについては、2015年9月及び2016年3月に開催されたコンプライアンス委員会においてそれらのリスクへの対応を協議しました。なお、当社が特に注視するその他の個別リスク項目に関する実施状況は次のとおりです。

1）投融資リスク：投融資委員会にて当社グループの投融資案件のリスクを事前に指摘し、リスクのミニマイズを図りました。また投融資実行後にレビューを行い、問題ある案件は方策を検討し、2015年6月の取締役会に報告しました。
2）企業秘密漏洩リスク：「企業秘密管理規程」に基づき、当社グループの情報セキュリティ（物理的セキュリティ、人的セキュリティ、ITインフラのセキュリティ）対策をグループ各社において推進しております。
3）信用リスク：「信用限度規程」に基づき、グループ各社において与信管理を徹底しました。
4)インサイダー取引リスク：「インサイダー取引防止管理規程」に基づき、従業員への社内教育を徹底するとともに、従業員持株会を通じて会員の株式引出管理を実施しました。
5)大規模災害リスク：「大規模災害対策規程」に基づき、緊急連絡網の整備、防災訓練の実施、緊急時に必要な備蓄品の管理を行いました。

（業務効率及び業績管理体制）
当社グループの業績につきましては、「取締役会規則」により、取締役・執行役員が業務執行状況を四半期ごとに取締役会に報告して管理しております。その方法につきましては、「関係会社管理規程」により、当社グループの範囲、主管本部、管理責任、事前協議事項等を定めたうえで、調査・監査及び業況把握を行い、「取締役会規則」及び「職務権限規程」に則り、取締役会にて決議又は報告し、状況や課題等の把握及び課題等への対策等につき協議しております。2015年度上期進捗及び下期の見通しについては、見直し予算審議会（国内9月、海外6月）により、また下期進捗及び次期の予算及び中期経営計画については、予算審議会（国内3月、海外12月）にて審議し、それぞれ2015年9月及び2016年3月開催の取締役会にてその内容につき決議しました。

（監査役への報告体制及び監査役の職務執行）
「内部統制システム構築の基本方針」及び「監査役監査基準」に基づき、業務執行側から監査役会に対して、当社グループ内の報告の必要な重要事項を、その発生の都度すみやかに報告しており、監査役への報告体制は適切に運用されております。
一方、監査役は全員、又は分担を決めて取締役会、経営審議会、投融資委員会、コンプライアンス委員会、予算審議会、輸出管理責任者協議会等の重要会議に出席し、未出席の監査役に対しては監査役会議長から説明を適宜行っております。各監査役は、出席した重要な会議では必要に応じて自ら意見を述べ、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、社外取締役、社長、会計監査人とは四半期ごとに面談を行い、互いの意見交換を実行しております。グループ監査役とは半期ごとに連絡会を開催し、グループ各社の状況・問題点の把握を行うとともに、意見交換を実行しております。
なお、監査役会は7月に通年（7月から6月）の監査役監査計画を策定し、取締役会に報告することにより、各取締役の職務執行を監査する体制を理解いただくとともに、協力を得る体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、警視庁管内特殊暴力対策連合会及び大阪府企業防衛連合協議会に加盟しており、指導を受けるとともに情報交換を行っております。
また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、総務部が対応統括部署となり、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応します。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

<適時開示の担当部署>
当社は、投資者への適切な会社情報の開示を行うことを経営の基本方針とし、社内規程に則り、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。
1)情報の集約・管理は、情報取扱責任者である総務部担当役員が行っております。
2)情報の重要性の判断、適時開示の要否は、総務部を中心に、東京証券取引所の「適時開示規則」に則り、経営企画部等と協議しております。
3)会社情報の適時開示は、情報取扱責任者の指示に基づき総務部が担当しております。

<会社情報の適時開示にかかる社内手続>
1)情報管理責任者(原則として各部門の部長)は、開示対象に該当する情報・事実を把握した場合、速やかに総務部に伝達・報告します。
2)総務部は、必要に応じ、情報の重要性の判断、適時開示の要否を関係部門と協議のうえ、情報取扱責任者に報告します。
3)情報取扱責任者は、「決定事実に関する情報」、「決算に関する情報」等については取締役会の承認を経たうえで、また、「発生事実に関する情報」については、その発生を認識した時点において、総務部に指示し、遅滞なく会社情報を適時開示しております。

〔コーポレートガバナンス体制についての模式図〕

